

令和元年度第4回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会会議録

- 1 日時 令和2年2月7日(金) 15:00~16:30
- 2 会場 仙台市役所上杉分庁舎7階 子供未来局第1会議室
- 3 委員出席数 委員定数10名
出席委員10名, 欠席委員0名
 - (1) 出席委員 菅田賢治座長, 加藤和子委員, 粥川登喜子委員, 君島昌志委員, 立岡学委員, 堀内直子委員, 三浦じゅん委員, 門間尚子委員, 吉田彩乃委員, 米山健司委員
 - (2) 欠席委員 なし
- 4 会議録署名委員 菅田賢治座長, 立岡学委員
- 5 議事
 - (1) 報告事項
仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)中間案に対するパブリックコメントの実施結果について
 - (2) 協議事項
仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)最終案について
 - (3) その他

議事要旨

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告事項
仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)中間案に対するパブリックコメントの実施結果について
 - (2) 協議事項
仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)最終案について
資料1~3に基づき, 子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

それでは、ご質問・ご意見等に移りたい。まず、中間案で前回議論したところは変わりはないというところで、前回の協議会での意見・パブリックコメントの意見を反映させて、修正した箇所の説明を受けたので、修正箇所を中心に、ご意見、ご質問をいただきたい。

また、前回言い足りなかったということがあれば、その後、ご意見を伺いたい。

10か所あり、まず22ページから、表題と一部加筆が入った修正となっている。「複層的な課題への対応と支援情報の活用」という表題になり、中間あたりに「行政側においても、公的支援の情報を必要とする家庭に届けることが十分にできていない状況もあります」となった。届ける側の課題ということでも、ここは指摘しているというところだが、何かあるか。

君島昌志委員

つけ加えた「支援状況の活用」だが、情報を活用するのは市民であって、提供する側は、文中の網かけから照らし合わせると、情報の活用という言い方がどうなのだろうという気がする。要は、行政側からすれば情報の提供だと思う。情報の活用と言ってしまうと、様々なサービスを利用する側からというように読めないこともない。表記がどうなのだろうと気になっている。

菅田賢治座長

「支援情報の提供のあり方」とかいう形がよいか。

事務局

ご指摘いただいたとおり、本文中の主旨とタイトルが合っていないので、「提供のあり方」や「情報発信」という部分がわかるようなタイトルとなるよう、事務局で検討する。

菅田賢治座長

文章はよいか。

では、次に行きたい。次が27ページで、2か所あり、1か所が「養育費の確保に関する支援の推進」「ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応を行うほか、家庭裁判所等への同行支援や養育費保証契約に係る保証料を助成します」となった。これは、今の説明では予算要望しているということであった。

これについて何かあるか。

三浦じゅん委員

この間、別の会議でも、この点について確認したが、大阪市の事業をモデルにして、同行支援や養育費保証契約に係る保証料助成を記載したということだった。

その保証料の助成については1年分のみであって、それ以降については助成しない。更新料

については自己負担であるということで、助成の対象は養育費を取り決めて1年分のみということで、果たして養育費の確保に関する支援の促進というタイトルに合致するのか疑問であるという意見を言わせていただいたが、それに対する回答としては、養育費の取り決めをされている方が非常に少ないという状況で、こういう支援をつくることによって、取り決めをより促進する方向に向かえばいいという意味で今回の支援を策定したと伺った。取り決めというのは、いわゆる債務名義を確保することが必要になるのか。

事務局

そこを狙いとしては考えている。

三浦じゅん委員

そうすると、家庭裁判所等への同行支援というのは、債務名義確保のための同行支援ということになるのか。

事務局

はい。

三浦じゅん委員

ほかに、同行支援として考えられるところとしては、公証人役場があるが、主に公証人役場と家庭裁判所の2か所に同行するということが。

事務局

そのように想定している。

三浦じゅん委員

この同行支援をするタイミングとしては、弁護士や専門相談員による相談対応をした後になるのか。

事務局

同行支援は、母子家庭相談支援センターで機能を担うべく準備をしているが、そこで弁護士による相談や専門相談員による相談を経た上で、実際に手続をとるとなった段階で家庭裁判所などに同行支援をする形になると思うので、何回か相談支援を行った次の段階と思っている。

これまでも議論があったが、そもそも養育費を取ることを諦めている方々が多いということ伺っているので、丁寧な対応をした後のステップと認識している。

三浦じゅん委員

今回初年度ということで、とりあえず1年分の保証料のみ支援するということがあったが、その状況次第によっては数年分、3年分に延長ということも考えられるのか。

事務局

現時点では、初年度を想定しております。先行で行っている大阪市、明石市でも、同様かと思っている。

三浦じゅん委員

保証会社の保証の上限を見ると、数十万円だったと記憶している。

事務局

保険料は数万円で、保証の範囲が数十万円になる。

背景を申し上げると、養育費は結局、父親と母親の取り決めであり、なかなか行政として支援することが、日本では難しい状況にあり、仙台市でも様々な機会を捉えて、国には第三者機関が養育費の交渉や立て替えをするという、欧米などのような制度をつくってほしいと要望してきている。

国において制度創設まで至っていない中で、明石市や大阪市のように可能な範囲で保証契約の補助を、それぞれ上限はあるが始める自治体も現れてきた中で、仙台市としても、この協議会で皆様からいろいろなご意見をいただき、あるいは市議会での議論もある中で、できるところからやろうというものである。

本当は、第三者機関という制度創設が望ましいと思うが、なかなかそうもいかないのが、財政局と協議をして、今日から来年度予算の定例会が始まっているが、予算案を出しているのが、市議会で予算案が可決されれば、三浦委員が言われるように1回で十分なのかというお話はあるかと思うが、できるところから始めたいということで、今回、最終案にはこういう形で掲載している。

菅田賢治座長

今後にも期待をしたい。まずはつくらないといけない。

では次に27ページの一番下の「スクールソーシャルワーカー」「子どもを取り巻く環境に目を向け、学校だけでは解決しにくい課題に対して、関係機関と連携をとりながら、環境改善に向けた支援に取り組みます」ということである。これには何かご意見あるか。

これはこのままでよいか。

では次にいく。次のページ、28ページだが、2つあり、1つが「子ども家庭応援センター」という新しくつくるセンターである。「各区・宮城総合支所に子ども家庭総合支援拠点を整備するとともに子育て世代包括支援センター等と連携し、「子ども家庭応援センター」として養育上の課題を抱える子育て世帯へ総合的な支援をおこないます」ということである。

児童福祉法の改正を受けてということだが、基本的には子どもの権利について、権利保障なども含めてである。

事務局

特に、関係機関としては児童相談所がメインになってくるとは思うが、児童相談所等と連携しながら、虐待事案を含む養育不安のある家庭を、まず早期に発見して、早いうちから支援につなげていくという部分での機能強化と考えている。

菅田賢治座長

子育て世代包括支援センターというのは、今、どこにあるのか。

事務局

同じ家庭健康課の中の母子保健係にあり、そちらが担っている。そのため、同じ課の中に2つの機能を持つことになるので、より一体的な運営という点では、連携は密にとれる。また、保育給付課が保育サービスと児童扶養手当を含む給付助成業務を行うので、連携し、家庭で不安や困りごとがあるという状況を、早期に把握しながら、支援につなげていこうと考えている。

菅田賢治座長

何か意見はあるか。

米山健司委員

「子ども家庭応援センター」の人員体制としては、どういった方を配置される予定か。

事務局

現在も子供家庭総合相談事業を家庭健康課で行っており、支援拠点の機能という部分では、総合相談事業をよりレベルアップしていくようなものと考えており、対応する相談員は、現在非常勤の嘱託職員だが、一部フルタイムにする。また正職員の保健師の増員や、新たに心理職を配置し、アセスメントの見立てといった部分を強化できるような職員配置を考えている。

菅田賢治座長

よろしいか。ほかにないか。

では、続いて、「子育てに関する情報発信の充実」「専用ホームページやスマートフォン向けアプリの開発等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図ります」。これは、パブリックコメントにもあった意見を入れたということか。

事務局

はい。

菅田賢治座長

この修正点については、いかがか。

なければ、次の 29 ページに移る。一番下から 2 番目、「住宅セーフティネット制度（情報提供）」「住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者、子供を養育する者等）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供、住まい探しや入居後の生活支援、家賃債務保証等を実施する居住支援法人の紹介を行います」ということである。これについてはいかがか。

立岡 学委員

順番は、確かにこのとおりだが、ほかのところは、ひとり親家庭の・・・となっているので、ひとり親家庭と最初に入った方がよいのではないか。ただ書いてしまうと見え方に問題があるようにも感じる。

事務局

ひとり親ではない事業も多く、ひとり親という要素には限らないが、都市整備局の担当課と調整をしていく。

立岡 学委員

文言はお任せする。

菅田賢治座長

他の局との調整が必要となるので、よろしく願います。

続いて 32 ページ、「高校生年代を対象とした中途退学未然防止等事業」「ひとり親家庭の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や心の安定を図る居場所の提供を行い、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うことで将来の自立を支えます。また、保護者からの子どもの養育に関する相談に対応し、所属校や各種専門機関と連携するなどのため、相談支援体制の充実をはかります」という事業だが、いかがか。

粥川登喜子委員

この事業は、委託して実施する事業になるのか。

事務局

委託事業になっている。

菅田賢治座長

専門性の必要な事業である。

ほかには、では次は、このページの一番下、「適応指導センター「児遊の杜」の運営」「ひきこもり傾向のある不登校の児童生徒の自立を支援するため、家庭訪問による本人や保護者への相談対応や体験活動等を通じた支援を行います」。これは、適応指導センター「児遊の杜」が行っている事業。

事務局

これについては、事前配付資料から修正になっており、今日の机上配付資料の32ページをご覧ください。

菅田賢治座長

これについてはどうか。

三浦じゅん委員

この「児遊の杜」は、今は定員がいっぱいで、学校から不登校児童がいると言われても、すぐに児遊の杜に行かせるのではなくて、まずは学校で対応するよう話をされていると聞いたことがある。児遊の杜を運営することは大切だと思うが、規模拡大の予定などあるのか。

事務局

適応指導センター「児遊の杜」は1か所あり、他に「杜のひろば」と呼んでいる適応指導教室が、今7か所ある。全体の生徒数は減っているのに不登校の生徒数が高止まりしているという状態が続いていることもあり、新年度1か所増やすというものを、今の議会で上げている。

菅田賢治座長

よろしいか。

では、続いて33ページに移る。「産後ケア事業」「産後に心身の不調又は育児不安がある等、育児支援が必要な産婦を対象に、市内の産科医療機関、助産所で宿泊又は日帰りで心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てできるよう支援します」という事業だが、いかがか。

門間尚子委員

宿泊を伴うケアを受け入れている産科の医療機関や助産院は、どれくらいあるのか。

事務局

産科医療機関8か所、助産所6か所に委託している。

三浦じゅん委員

産後ケア事業は、いつから始まった制度か。

事務局

昨年1月からである。

三浦じゅん委員

大体どれぐらいの利用実績があるのか。

事務局

今年度は半期で大体40組の利用があった。この事業は国の制度で、要件としては、子どもから見て祖父母や支援してくれる人がおらず、母親が産後、うつまでいかなくても少し大変だという状態の方について、母親と子どもと一緒に病院や助産院で預かるという形になる。今年度から初めて通年でやるが、80組程度の実績を見込んでいる。

また、30年度の実績は、1月、2月、3月分の3カ月だが、宿泊、デイサービスあわせて25組の利用があった。

加藤和子委員

産後ケア事業と関連して、古くからある育児ヘルプ家庭訪問事業の昨年度の利用件数はどれぐらいか。下の子が生まれた時に上の子の保育所利用なども難しいのでどうするかという時や産後の肥立ちが悪い時に育児ヘルプを使う家庭が多いのではないか。

事務局

育児ヘルパーの派遣と専門指導員の派遣に分かれており、育児ヘルパーの派遣の30年度の利用者数は実人員で590人、専門指導員派遣の訪問実人員では394人となっている。

加藤和子委員

これは保健師か。

事務局

専門指導員はそうである。

育児ヘルパー派遣は、利用料を利用者に負担してもらい派遣しているもので事業所に委託している。専門指導員派遣は、利用料はかからず、区役所が訪問指導が必要と判断した方を対象に、基本的には保健師が訪問し、行っている。

加藤和子委員

育児ヘルパー派遣は1時間で利用料はいくらなのか。

事務局

1時間 600円である。

菅田賢治座長

ほかにあるか。

なければ次のページ、34ページ。「地域子育て支援事業【児童館・児童センター】」「乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図ります」。これはいかがか。

事務局

児童館は市内に今112、4月以降1つできるので113になるが、もともと児童館は、仙台市の場合4つ機能、放課後健全育成関係、子育て家庭支援、地域交流、児童クラブがある。2つ目の子育て家庭支援は乳幼児親子向けのもので、もともとの機能としてある。

ただ、お金を取って小学生を預かる児童クラブ事業の対象児童が、もともとは小学校3年生までだったものを、平成28年から、4、5、6と段階的に上がってきている関係もあり、ここ何年か児童クラブの割合が非常に増えている状態にある。そのため、小学生なので、午後になるとどんどん児童クラブの子どもたちが来る。

あるいは夏休みなどの長期休みは、朝から小学生が来るという形で、なかなか本来機能ではあるが、子育て家庭への支援というのが手薄にここ最近なってきたこともあり、本来機能である子育て家庭の支援を改めて強化するために新しく予算をつけてやるということを今回の議会に出しているの、ここにこういう形で書いているものである。

菅田賢治座長

具体的には、人員配置を増やすということか。

事務局

そうである。区のバランスを多少とりながら市内10館で人件費分、児童館自体は指定管理になっているので、指定管理料にこの部分の人件費を上乗せするとともに、物理的なスペースの部分などの修繕等を行うという形で現在考えている。

三浦じゅん委員

物理的なスペースを増やすことも考えているのか。

事務局

さすがに建物を増やすのはなかなかできない。10館というのは、ある程度スペースをとれそうなところを想定している。あとは、例えば子ども用の小さいものなどをそろえて、スペースを区切るような形でできないかということも現在調整している。

三浦じゅん委員

私も何か所か児童館に行ったことがあるが、午後になると小学生が大勢とやってきて、乳幼児の居場所がすごく限られてしまう。雨の日などは、皆さん居場所がないので、乳幼児も小学生も児童館に集まってくるような形になってしまい、遊ぶ環境としてどうなのかなと思う。危険なところもあるし、伸び伸び遊べないようなところもあるので、人員の拡充ももちろん必要だとは思いますが、児童館をもう少し増やしてもいいのかなと思う。

例えば上杉地区、仙台駅前、東口など、子どもの数がどんどん増えている。一応、小学生の居場所として、児童館分館のようなものが2個、3個とできているようなところもあるようなので、乳幼児のスペースとしても少し考えてほしい。

事務局

児童館自体は、小学校区に1つであり、それを変えるのはなかなか難しい。小学校区に1つ持っているのは、政令市で2、3都市ぐらいしかなく、ほかのところはもっと数が少ない。今言われた分館というものは、サテライトと呼んでおり、児童クラブが定員オーバーになった時に小学校の空き教室などをサテライトという形で使っている。そのため、乳幼児親子向けなどではなく、あくまでも児童クラブ用のサテライトである。

ただ、問題意識は同じであり、平日の午後や長期休みは、どうしても児童クラブの小学生が相当多くなるので、場所を区切って、幾らかでも乳幼児親子向けのものを平日の午後や長期休みもできないかということで考えているところである。

三浦じゅん委員

承知した。

菅田賢治座長

よろしいか。ほかにあるか。

修正箇所については全て確認した。

ほかの部分で、質問・意見などあるか。

粥川登喜子委員

28ページの「子育てに関する情報発信の充実」を新たに行うということだが、今回のプラン

の趣旨の地域づくりという視点がとてもいいなと思ったので、ぜひこの開発の時に、当事者の声や民間グループの声など、使う側の人の声を入れるような仕掛けを考えてほしい。

事務局

これについても、新年度の予算で、現在、議会に提案しております。この会議も含めて、様々なところで行政情報はわかりづらい、たどり着けないという声をいただいた中で、できるだけ今の20代、30代の若い世代の方も含めてアクセスしやすい、使ってもらいやすいものがないかということを考えているので、いただいた意見も含めて来年度検討していきたい。

粥川登喜子委員

とてもうれしい項目なので、活用させていただきたい。

加藤和子委員

パブリックコメントを読むと、とても具体的で、すぐにでもパンフレットを見直して入れたほうが良いような意見もある。私も研修でひとり親家庭の自立支援の教育訓練の講師をしているが、それを受講するための前払い金、受講料がない場合には社協で借りられるという情報がセットになっていないので諦めたという意見があった。

具体的な意見をいただいた段階から、すぐに対応してほしい。来年度のパンフレットは完成しているのかもしれないが、Q&Aなどを入れ込んだり、ホームページなどでの情報発信と合わせて、紙媒体の確認調整もしてほしい。

事務局

パブリックコメントでは、今回40件という数多くのご意見をいただき、2月下旬ぐらいにはそのご意見への回答をホームページに掲載しますが、プランに反映しなかった意見もあります。ただ、いただいたご意見は、プランとは別の部分で、周知に活用させてもらったり、制度の運用の仕方など工夫をしていくべき部分もあるので、より使いやすい形で制度を利用してもらえようように周知なども含めて検討していきたい。

堀内直子委員

子育てに関する情報発信の中で、専用ホームページやスマートフォン向けのアプリの開発とあるが、ここには、うえるびいなどの内容も当然入ってくると思ってよいのか。

事務局

うえるびいは情報量が多く、必要な情報にたどり着けない、わからないという意見もいただいている。また、現在の市のホームページにおいても、すべて情報を掲載しているが、たどり着けない、わからないというご意見をいただいているので、特に若い方向けに発信する際には、

情報量との兼ね合いを検討しなければならないと考えている。

子育て関係の情報量は膨大であり、ひとり親向けのうえるびい以外にも同じような冊子が何冊もある状況のため、全てを入れると、またそれはそれで膨大な情報量となってしまう。そのため、来年度以降の検討ではあるが、うえるびいの中でも少し工夫を凝らしていかなければいけないと考えている。

堀内直子委員

なるべくわかりやすく、すぐに見つけられるようなものになれば良いと思う。

菅田賢治座長

うえるびいのところにも、用途別簡易版リーフレットを作成という記載があるので、工夫してほしい。

門間尚子委員

SNSやウェブ、紙媒体に関わらず、当事者の方が困っていることごとのコンテンツの立て方を検討してほしい。今のうえるびいでもそのような形になっているが、より具体的に「食べるものがない」、「制服を購入するお金がない」など、よく受ける相談ごとのコンテンツ立てをしてもらえると、年代を問わずどなたでも見やすいものになるのではないかと思いますので、検討してほしい。

事務局

うえるびいの簡易版リーフレットの作成やホームページ等での情報発信の仕方として、いただいた意見を参考とさせていただき、構成など見やすい形になるようできる限り努めたい。

門間尚子委員

漢字を読むことが苦手な方もおられるので、読みやすさにも配慮してほしい。

事務局

参考とさせていただく。

加藤和子委員

パブリックコメントを読んでいると、逆に教えてもらうことがあって、例えば子どもが高校生の母親から、何が一番お金がかかる高校生から児童手当がなくなるのかというようなコメントがあった。それに対して行政側から、私立高校の無償化など、様々な教育扶助サービスを紹介しているが、実際のところ、私は高校生から困るという感覚がなかった。困窮している大きくなった子どもをお持ちの方の実態を、逆に知る必要があるのかなと思った。高校生になれば

何とかかなと思っていて。

立岡 学委員

今回養育費で一步仙台市が新たな事業に取り組むことになる。今回のアンケート調査を受けて、現状の養育費の取り決め率がわかっており、事業を実施し、5年後どのぐらいまで養育費の取り決め率を上げるのか、成果目標が必要ではないか。

また、アンケート結果で「もし知っていたら利用したかった」という項目があるなら、5年後までに周知が徹底できるように努力し、様々な相談窓口や制度について、どのぐらいまではわかってもらおうという成果目標があると、達成するしないは別として、どれだけ発展していったのかがわかるものが記載されていると、5年後に振り返ることもできると思う。

そこからすると、最後の計画の評価の中においても、今回成果目標を立てて、それを目指して頑張りながら、また5年後は、それを見据えた上でアンケートをとっていくという形がいいと思う。大きな修正となってしまうが、せっかくいいことをやるので、成果目標があるといいと思ったのが1点目。

もう1点は、文言の中身ではないが、地域共生社会の中の断らない相談というのが全体的に始まっていく中で、仙台市が児童、障害、高齢、困窮のどの分野を拡充させるのかはわからないが、断らない相談をどちらにしてもやっていかなければいけないということになっていく中で、包括的な相談対応の仕組みづくり、断らない相談の実現に向けた形の取り組みをしていくことを24ページや26ページに記載していくことが必要ではないか。見せ方の問題でやることは一緒だと思うので、手を加えたほうがいいかなと思った。

事務局

まず、1点目の成果目標については、これまでも何回か議論があり、確かに養育費の取り決め率であれば、成果指標をつくることができるかもしれないが、全般的に相談支援の部分では、相談が多ければいいのか、少なければいいのかではないと思う。どうしてもこれは行政計画になるので、できるところ何か所かだけ目標をつくるというわけにもいかない。もし目標をつくるのであれば章ごとなどでとなり、なかなか難しい。ただ、38ページの計画の評価の中で、5年後の話にはなるが、各事業の実績を確認し、評価ができればと思う。相談の部分や貧困関係では経済状況に左右されるところもあり、つくりにくいところがあるので、今回はこういう形を考えている。

もう1点目の共生社会の部分については、まだ国が審議会レベルでいろいろな案を今並べているが、地方公共団体に正式には何もまだ来ていない状況なので、なかなか現段階では入れにくい。

菅田賢治座長

断らない相談というのは、国のレベルでは出てきている。ただ、今話があったように、まだ

地方までは下りてきていないというところがある。

また、成果目標については、説明があったように、5年後には事業の報告がこの協議会であり、その時には何年度にはこのぐらいの相談があり、このぐらいの養育費確保ができたという数値の入った報告になるので、目標値の設定は難しいと思うのだが、実態としては把握できるようになると思う。

ほかにあるか。

三浦じゅん委員

提案だが、11ページの「養育費の取り決めについて」という項目で、選択肢が「文書を取り交わして取り決めをしている」「交わしていないが、口頭で取り決めをしている」という区分けとなっているが、文書の取り交わしがあっても、債務名義があるのとないのでは全然効力が違うので、次回、この点についてアンケートをとる時には、債務名義があるかどうか、債務名義というところからわからないと思うので、調停調書や審判書があるか、強制執行認諾文言付きの公正証書があるかなど、具体的に聞いたほうがよいと思う。

また、債務名義があつたとしても、未払いか既払いか、未払いだとしたら強制執行をしたか、していないかなど、かなり細かいが意見として出させていただく。

門間尚子委員

私も常日ごろ相談対応をさせていただいている中で、養育費の取り決めは、就労や家計全体にも関わってくることなので、非常によくお母さんたちに伺っている。そうすると、大概のお母さんは、書くのが大変だが、口頭で聞ければ、ほとんどの方が話してくれる。実は協議で紙一枚つくっていないとか、実は書いてもらったもののメモ用紙だったとか、そういったことが見えてくる。ひとり親家庭等相談支援センターや区役所の相談窓口でも聞き取りができると思うので、養育費の取り決めについてのデータをとってほしい。

事務局

相談窓口などを活用して、実態把握の手法など、工夫していきたい。

門間尚子委員

中高生ぐらいになると、本人たちが気にしている。

菅田賢治座長

そのほかにないか。

立岡 学委員

28ページで「③各種機関・団体の連携」があるが、対象者は様々な課題を抱えているので、

いろいろな機関が連携してやっていかないと対応することは難しい。子育て分野の研修会には、どうしても対象の人しか参加しなかったり、情報の発信も、関係するところだけにしか行われていない。そのため、他の分野の研修や情報など、連携ができていないと感じている。子育て、障害、雇用など、あまりにもジャンルが細分化されすぎている中において、別にお金がかかることではないので、情報の共有や相互乗り合いで研修を受けられるような形にしてほしい。

事務局

研修も含めて、施策などは幅広く視野を広げてということにはなると思うが、関係しそうな分野へも情報共有するような形で注意していきたい。

菅田賢治座長

ほかにあるか。

君島昌志委員

4ページからの第2章、データと分析について、前回、三浦委員から、データ一つ一つ分析を入れたほうが良いという意見もあったが、前回から加筆されたところはあるか。

事務局

中間案から大きく変わっているところはない。

君島昌志委員

言い回しや表現で、こうしたほうがよいのではないかとこのところが幾つかある。例えば5ページの色つきの「本市におけるひとり親」のところの3行目、「18歳未満世帯員のいる」という表現だが、わかりにくいので、例えば「一般世帯に対する18歳未満世帯員のいるひとり親世帯の割合」としたほうがよいのではないか。このままだと、世の中の一般世帯にかかってくるような表現であり、最初理解するのに時間がかかった。

あと、5ページの下に3行あるが、2行目、「また」はなくてもよく、「父子家庭は次に死別が多くなっています」としたほうが読みやすい。そのあとの「一方で」というのも、なくてもよいと思うので、検討してほしい。

あと7ページの下の中あたりに「改善傾向は」と書いていて、黒い三角のマークがついているが、ほかのページでは「下回り」や「上回り」という表現を使っているので、統一した方がよいのではないか。

あとは8ページの上の4行あるところの3行目、「5割」という言葉が、「失職した」が15.9%と、5割が」と書いてあるが、ちょうど5割ではないと思う。9ページの分析のところ「約5割」という言葉があるので、ぴったり5割でなければ「約5割」としたほうがよいのではない

いか。

15 ページの下の分析だが、2行目のところ、「父子家庭は25.2ポイント」と書いてあるが、「父子家庭は母子家庭よりも25.2ポイント下回っています」としたほうがわかりやすいと思う。

菅田賢治座長

ほかにあるか。

なければ、そろそろ時間になるので締めさせていただきたい。

修正箇所は表現のところなので、これは事務局にお任せして、最終的には私が確認させていただくということでよいか。

では、座長預かりとさせていただきます。

(3) その他

菅田賢治座長

最後に(3)その他、何か事務局からあるか。

事務局

事務局からは、本日参考資料をつけているが、こちらの案内である。

本協議会では、ひとり親支援に関するものとして、いろいろご協議いただいたが、これに関連する分野として、仙台市子どもの貧困対策計画、つなぐ・つながる仙台子ども応援プランの施策の実施状況について、先日、本市のホームページに公表したところである。

参考資料をご覧いただきたい。掲載URLも載せているが、例えば学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業など、本プランと共通する事業もあるので、後ほどお時間がある時にホームページをご覧いただきたい。

菅田賢治座長

ほかになければ、以上で協議を終了したい。

進行を事務局にお返すする。

3 閉 会

会議録署名委員

菅田 賢治

会議録署名委員

立岡 守